

みやこ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

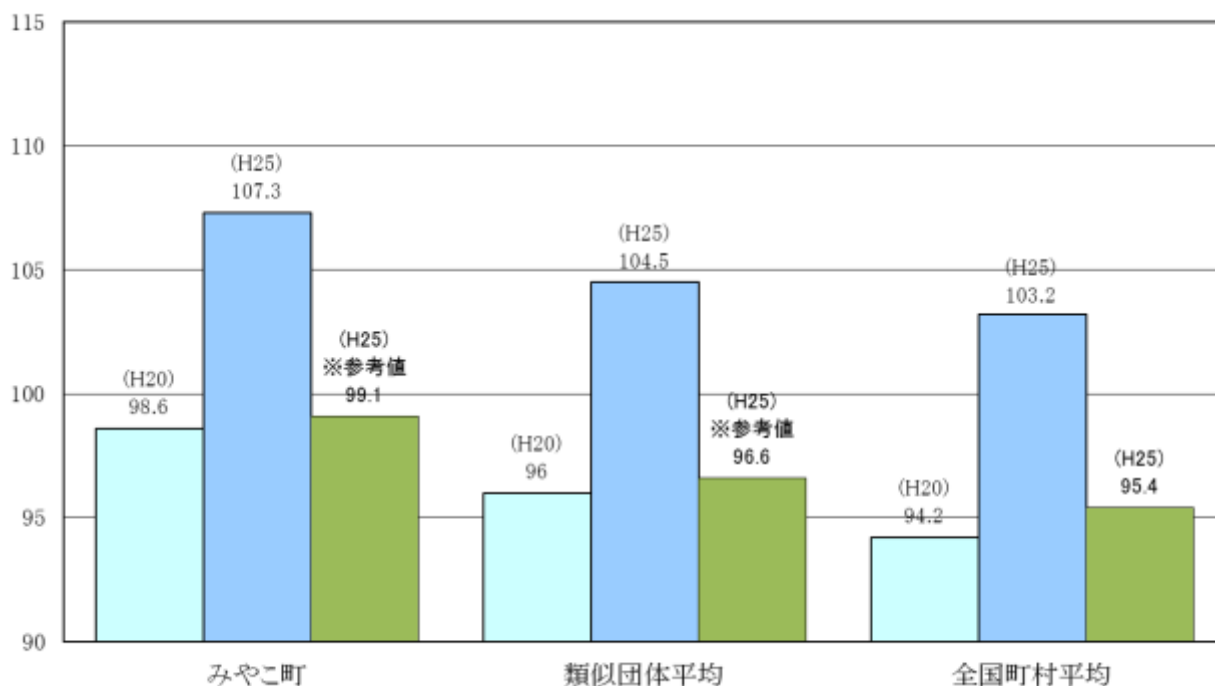
区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度 の人件費率
24年度	人 21,458	千円 12,700,235	千円 747,461	千円 1,581,008	% 12.45	% 15.72

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類団平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
24年度	人 180	千円 655,360	千円 154,691	千円 230,393	千円 1,040,444	千円 5,780	千円 5,691

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
みやこ町	42.8歳	326,400円	387,021円	350,168円
福岡県	43.1歳	338,907円	424,212円	376,262円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	42.5歳	318,183円	372,035円	349,189円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		みやこ町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	166,900円	178,800円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418円 (140,100円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

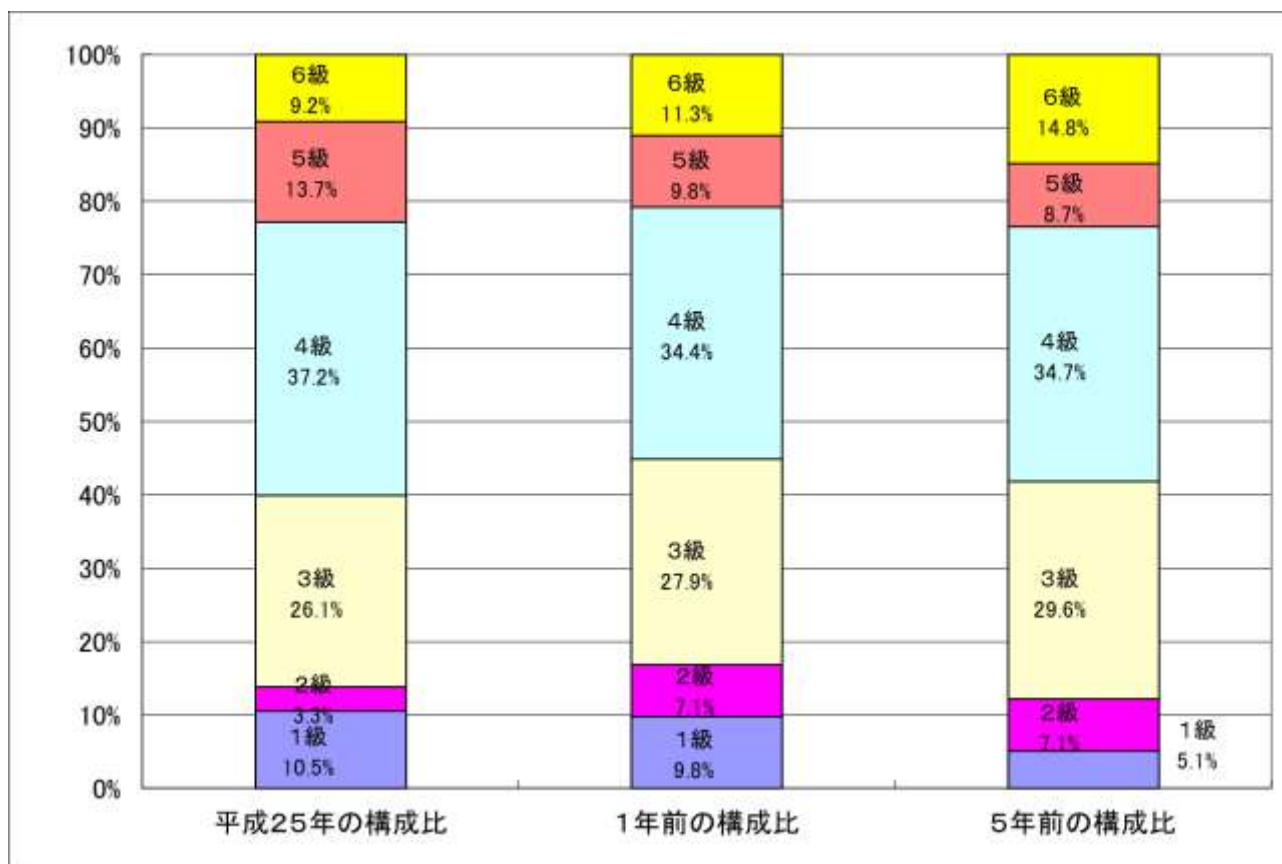
区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	246,800円	318,700円	337,300円	346,800円
	高校卒	205,400円	288,400円	321,900円	338,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	16人	10.5%	135,600円	243,700円
2級	主任の職務	5人	3.3%	185,800円	307,800円
3級	主査の職務	40人	26.1%	222,900円	354,700円
4級	係長・主任主査・主査の職務	57人	37.2%	261,900円	388,300円
5級	課長・課長補佐・主幹・係長の職務	21人	13.7%	289,200円	400,600円
6級	課長・参事の職務	14人	9.2%	320,600円	422,600円

- (注) 1 みやこ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成24年4月1日から人事評価制度を導入しているが、昇給への勤務成績への反映については行っていません。
 現在、検討を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

みやこ町	福岡県	国
1人当たり平均支給額（24年度） 1,280千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,540千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成24年4月1日から人事評価制度を導入しているが、勤務実績への反映については、行っていない。
現在、検討を行っています。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

みやこ町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 25,189千円			—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績（24年度決算）		707千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		353,300円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	11%	1人	15%
福岡市	4.75%	1人	10%

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		24千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		24,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		0.6%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染所防疫作業に従事する職	感染所防疫作業及び予防作業	—	ペスト、コレラ、痘瘡の防疫作業 1日 1,500円 ペスト、コレラ、痘瘡を除く法定感染症の防疫作業 1日 1,000円 その他感染防疫及び予防作業 1日 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱法により従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条及び第8条の規定により従事する職員	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体の処理業務	—	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 1,500円
へき地診療所の業務に従事する職員の特殊勤務手当	みやこ町へき地診療所に勤務する医師	エックス線その他放射線を人体に照射業務	24,000円	1箇月 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	27,551千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	153千円
支給実績（23年度決算）	28,652千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	152千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人につき 6,500円 ・ 1人（配偶者なし） 11,000円 ・ 16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円 	同	無	22,606千円	245,717円

住居手当	ア) 自らが居住するための住宅を借り受け 現に当該住宅に居住し、月額12,000円 を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同	無	9,050千円	323,214円
通勤手当	ア) 通勤のための交通機関等の利用を常 例とすること、運賃等の負担を常例とす ること徒歩により通勤するものとした場合 の通勤距離が片道2km以上であること 運賃相当額が55,000円以下について は運賃相当額 イ) 通勤のための自動車等の使用等を常 例とすること、徒歩により通勤するものとし た場合の通勤距離が片道2km以上であ ること 5km未満 2,000円 5~10km 4,100円 10~15km 6,500円 15~20km 8,900円 20~25km 11,300円 25~30km 13,700円 30~35km 16,100円 35~40km 18,500円 40~45km 20,900円 45~50km 21,800円 50~55km 22,700円 55~60km 23,600円 60km 24,500円	同	無	8,041千円	57,849円
管理職手当	職名 支給割合 課長・局長 11/100 参事 10/100 課長補佐・保育所長 9/100	異	支給率	17,035千円	486,714円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務す ることを命ぜられた職員に対して支給される	同	無	—	—
管理職 特別手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又 は緊急の必要その他の公務の運営の必要 により勤務を要しない日又は休日等に勤務 した場合 勤務1回につき4,000円 6時間を越える場合は、勤務1回につき6, 000円	同	無	—	—

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	786,000円 ()円	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500円
	副町長	620,000円 ()円	750,000 円 / 311,500円
	収入役		円 / 円
報 酬	議長	328,000円 ()円	486,500 円 / 227,000円
	副議長	273,000円 ()円	419,300 円 / 182,000円
	議員	246,000円 ()円	390,000 円 / 157,000円
期 末 手 当	町長 副町長 収入役	(24年度支給割合) 2.60 月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.60 月分	
退 職 手 当	町長 副町長 収入役	(算定方式) 786,000円 × 在職年数 × 510 / 100 620,000円 × 在職年数 × 300 / 100	(1期の手当額) (支給時期) 16,034,000円 任期毎 7,440,000円 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

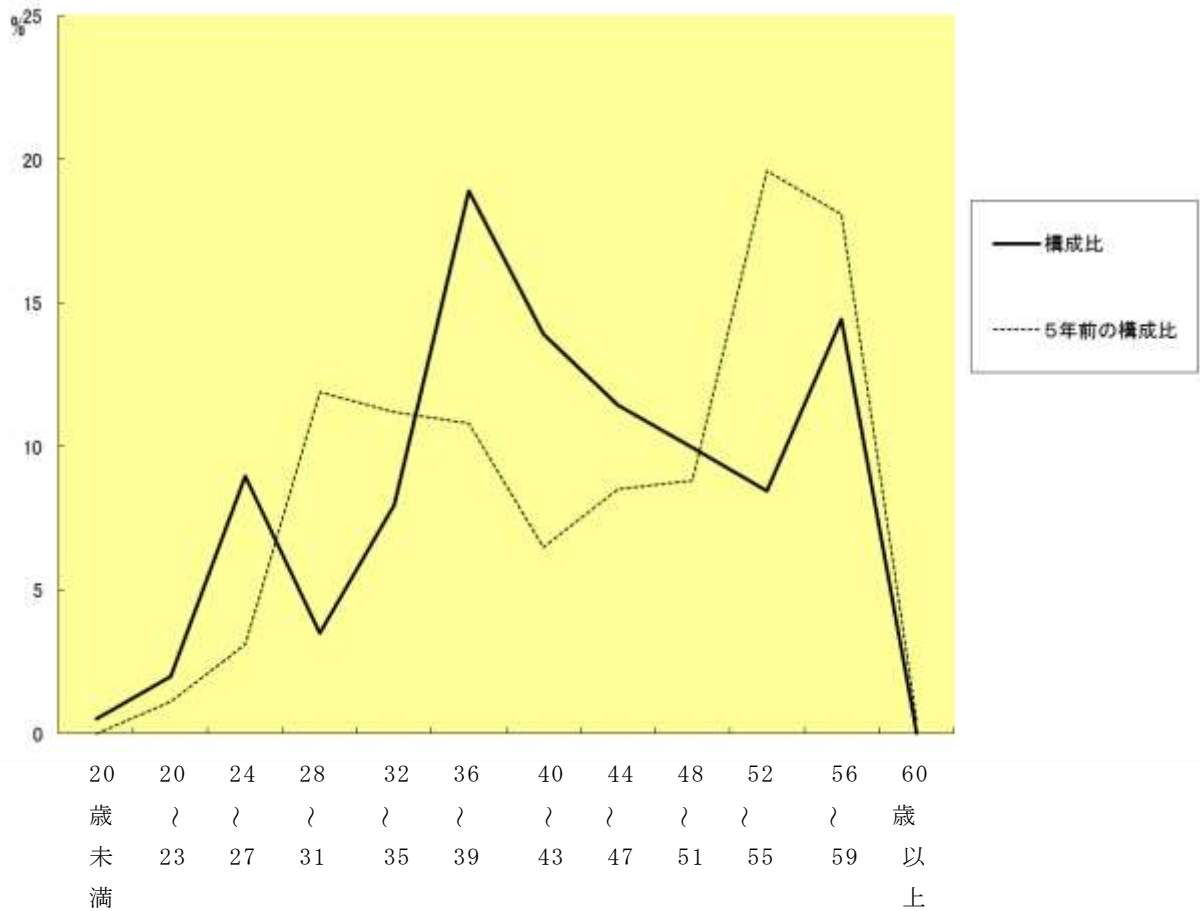
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	62	58	▲4	退職者による減
		税 務	20	19	▲1	退職者による減
		民 生	30	27	▲3	保育所廃止による減
		衛 生	14	15	1	一時的な重複配置
		農 林 水 産	11	11	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	18	18	0	
	計	160	153	▲7	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.41人)	
	教 育 部 門	20	22	2		
	小 計	180	175	▲5	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.02 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.51人)	
公 営 会 企 業 部 門	水 道	6	5	▲1	退職者による減	
	下 水 道	5	6	1		
	そ の 他	14	14	0		
	公 営 企 業 等 会 計 部 門 計	25	25	0		
総 合 計		205 [249]	200 [249]	▲5		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	18人	7人	16人	38人	28人	23人	20人	17人	29人	0人	201人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	190	183	170	167	160	153	△37(△19.5%)
教育	35	31	23	22	21	23	△12(△34.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	225	214	193	189	181	176	△49(△2.2%)
公営企業等会計計	24	24	25	24	25	25	1(4%)
総合計	249	238	218	213	206	201	△48(△19.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用 に占める職員給与費 比率
24年度	千円 319,372	千円 △5,953	千円 36,664	% 11.48	% 12.41

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 6	千円 24,162	千円 3,579	千円 8,923	千円 36,664	千円 6,111	千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
みやこ町	42.7歳	352,422円	509,222円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

みやこ町	みやこ町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,487千円	1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,280千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	1,034千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	207千円
支給実績（23年度決算）	1,333千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	222千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

ウ その他の手当（25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人につき 6,500円 ・ 1人（配偶者なし）11,000円 ・ 16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円 	同	無	1,212千円	303,000円
住居手当	<p>ア) 自らが居住するための住宅を借り受け現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 	同	無	108千円	108,000円
通勤手当	<p>ア) 通勤のための交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額</p> <p>イ) 通勤のための自動車等の使用等を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 5km未満 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40～45km 20,900円 45～50km 21,800円 50～55km 22,700円 55～60km 23,600円 60km 24,500円 	同	無	259千円	51,840円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 職名 支給割合 課長・局長 11/100 参 事 10/100 課長補佐・保育所長 9/100 	異	支給率	966千円	482,723円

休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給される	同	無	—	—
管理職 特別手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき4,000円 6時間を越える場合は、勤務1回につき6,000円	同	無	—	—